

船橋市教育委員会会議 8月定例会会議録

1. 日 時 令和3年8月17日(火)
開 会 午後 2時00分
閉 会 午後 3時19分

2. 場 所 大会議室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
委 員 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生
管理部長 森 昌 春
生涯学習部長 三 澤 史 子
学務課長 日 高 祐 一 郎
指導課長 掛 村 利 弘
保健体育課長 高 橋 和 宏
総合教育センター所長 仲 臺 和 浩
社会教育課長 牟 田 重 実
青少年課長 加 藤 宏 之
郷土資料館長 栗 原 薫 子
青少年センター所長 入 江 浩 二
船橋市立船橋高等学校長 都 丸 輝 信
選定委員会副委員長 大 野 等
指導課主幹 茂 木 義 久
教育総務課長補佐 三 輪 明
教育支援室副主幹 阿 部 義 徳
指導課指導主事 千 葉 信 也

5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項

議案第30号 令和4年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中特別支援学級使用教科用図書の採択について

議案第31号 令和4年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について

第3 報告事項

- (1) 令和3年第2回船橋市議会定例会の報告について
- (2) 令和3年度全国高等学校総合体育大会結果報告について（市立船橋高等学校）
- (3) 第54回船橋市少年少女交歓大会の中止について
- (4) 吉澤野球博物館資料展示室企画展「探究！野球道具の世界～バット・ボール・グラブのひみつ～」について
- (5) 令和3年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (6) 令和3年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (7) 令和3年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
- (8) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

7月16日に開催しました教育委員会会議7月定例会の会議録をお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきましては承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、39名の方の申込みがございました。全員の傍聴を認めることといたします。

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されますようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、報告事項（5）から（7）については船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、

議事日程の順序を変更することとし、報告事項（８）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第30号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第30号「令和4年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中特別支援学級使用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。

令和4年度に船橋市立小・中学校並びに特別支援学校小学部・中学部並びに小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号の規定に基づき、教育委員会会議において議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

令和3年6月1日付、千葉県教育委員会教育長発通知「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択について」により、以下の指導及び助言がございました。

令和3年度において、1番目に小学校用教科用図書については、学校教育法等の一部を改正する法律による改正後の学校教育法（以下「改正学校教育法」という。）附則第9条第1項の規定による教科用図書（以下「附則9条図書」という。）を使用する場合を除き、基本的に令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）によるものです。

2番目に、中学校用教科書については、附則9条図書を使用する場合を除き、基本的に令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。ただし、自由社の「新しい歴史教科書」について、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、種目歴史について、採択権者の判断により採択替えを行うことも可能であること。その際には、次の（1）から（3）までの事項に留意すること。

（1）採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった種目歴史のみであり、その他の種目の教科書について採択替えを行うことはできないこと。

（2）採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、千葉県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究

の結果である選定資料のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(3) 新たに発行されることとなった種目歴史の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書または新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

3番目として、特別支援学校の小学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

4番目として、特別支援学校の中学部については、附則9条図書を除き、基本的に令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないこと。

5番目として、附則9条図書の採択については、千葉県教育委員会の作成した選定資料を生かし、児童生徒用の教科の主たる教材として教育目標を達成する上で適切な図書を採択することとなっております。

次に、教科用図書採択の公正確保についてです。

(1) 教科用図書選定に関わる委員、または調査員等の選任に当たっては、特定の教科書発行者と関係を有する者が関与することのないように留意すること。

(2) 教科書発行者に限らず、外部からの働きかけに左右されることなく、誠実な環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静謐な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めておくこと。外部からの不当な働きかけにより公正確保に関し問題が生じていると考えられる場合には、適切な措置を講ずるとともに、速やかに千葉県教育委員会に報告すること。

(3) 十分な審議や調査研究を経ず、これまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。そのほか、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、吟味する環境を整えること。

主な指導及び助言の内容は以上でございます。

これらを踏まえ、本年度、教育委員の皆様は採択についてのご審議をお願いするのは、令和4年度使用の中学校教科用図書種目歴史並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書についてとなります。

なお、その他の小学校及び中学校用の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により、昨年度採択したのと同じ教科書を採択していただくこととなりますので、はじめにそちらの採択をお願いいたします。

以上です。

【教育長】

ただいま事務局から説明がありました。県の指導もありますので、小学校教科用図書につきましては、資料の別表1に掲載の教科用図書を継続採択することについてご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和4年度使用、小学校教科用図書は、全種目において、令和3年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、中学校教科用図書につきましては、種目歴史以外の教科用図書につきましては、資料の別表2に掲載の教科用図書を継続採択することについてご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和4年度使用、小学校教科用図書は、種目歴史以外は、令和3年度と同一の教科用図書を採択することといたします。

続きまして、中学校教科用図書種目歴史並びに特別支援学校及び特別支援学級用の教科用図書の選定結果につきまして、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、続きまして、本年度採択についてご審議をお願いする中学校教科用図書種目歴史、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書についてご説明いたします。

本年度使用の小・中・特別支援学校教科用図書は、別表1から3のとおりでございます。

別表4は、令和4年度使用中学校使用教科用図書の一覧、別表5は、特別支援学校及び特別支援学級用に新たに選定された図書でございます。

各教科書の調査研究の結果は、委員の皆様及び傍聴者の皆様にお配りしてあります令和4年度使用教科用図書選定資料にございますので、そちらをご覧ください。

では、この後、令和4年度使用の中学校教科用図書種目歴史特別支援学校及び特別支

援学級教科用図書の選定につきまして、船橋市教科用図書選定委員会副委員長である中学校長会長よりご報告させていただきます。

審議は種目ごとに行います。なお、各教科書についてのご質問につきましては、主に担当の指導主事がお答えいたします。

以上です。

【選定委員会副委員長】

それでは、令和4年度使用の中学校教科用図書種目歴史、特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の選定につきましてご報告いたします。

はじめに、本日の報告に至るまでの経緯についてご説明いたします。

令和3年3月の教育委員会会議定例会において、令和3年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱及び専門調査員数についてご承認いただき、4月の教育委員会会議定例会におきまして選定委員会委員についてご承認をいただきました。

このことを受けまして、5月24日に第1回船橋市教科用図書選定委員会を開催し、令和4年度使用の中学校教科用図書種目歴史及び附則9条図書について調査研究をするため、それぞれの種目において専門調査員会を設置いたしました。

専門調査員は、教育に対して豊富な経験を有し、各教科の教科用図書について識見を有する教職員でございます。

調査研究に当たりましては、県教育委員会が示した基本的な3観点であります学習指導要領への対応、内容、造本を重視するとともに、本市の児童生徒や教職員の実態、船橋市教育振興ビジョン、教育振興基本計画への適合等について考慮いたしました。

6月22日には、第2回選定委員会を開催し、専門調査員からの調査報告と質疑を行い、その結果を基に令和4年度使用の中学校教科用図書種目歴史と、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について協議し、選定を行いました。

選定に当たりましては、次の4点について特に留意しました。

1点目は、教育基本法の趣旨や学習指導要領の基本的な考え方、内容を実現する上で最もふさわしいこと。

2点目は、船橋の児童生徒にとって学びやすいこと。

3点目は、教師にとって指導しやすいこと。

4点目は、本市の教育振興ビジョン及び教育振興基本計画に適合していることでございます。

以上が選定までの経緯でございます。

【教育長】

それでは、令和4年度使用中学校教科用図書種目歴史の採択に移りたいと思います。

教科用図書選定委員会、説明をお願いいたします。

【選定委員会副委員長】

それでは、中学校用教科用図書「社会科歴史」の選定結果についてご説明いたします。選定資料に自由社の「中学社会 新しい歴史教科書」の教科用図書についての詳細な報告を掲載してあります。専門調査員の報告の中から、自由社の「中学校社会 新しい歴史教科書」に関する特色をご報告いたします。

見開き1ページの小單元ごとに適切な学習課題が設定され、生徒が学習の見通しをしっかりと持って学習活動に取り組めるように配慮されています。また、本文中の「チャレンジ」では、その単元の学習をまとめた後に、学習内容を振り返ったり、整理したりして、生徒の理解をより深めるような、学びに取り組めるような工夫を取り入れています。各章の最後には、調べ学習のテーマが提示されており、生徒の学習に対する主体性を高める工夫がなされています。さらに、知識事項を中心とする復習問題が用意されており、基礎・基本の定着を図れるよう配慮されています。

一方、現在使用しています教育出版の「中学校 歴史 未来をひらく」は、本市の教育大綱の留意する取組に示されている主権者教育、これを実施する上で効果的な教材や内容が充実しています。特に「身近な地域の歴史を調べよう」という学習では、地域社会と関わりながら学習ができるよう十分に配慮されているため、歴史学習における主権者教育が実践しやすいというメリットがあります。また、単元の構成を世界の動き、日本の動き、この順で配列することで、日本の歴史と世界の歴史を分断せず、世界史における日本史の学習をダイナミックに展開できるよう配慮されています。これは、生徒が日本の歴史的事象に偏重することなく歴史の学習に取り組めることで、高等学校で学ぶ歴史総合へのギャップを最小限に抑えることにもつながっております。一方、歴史上の人物が登場するページでは「小学校マーク」が付されており、小学校の既習事項の振り返りをする工夫がなされています。

専門調査員の報告、両者の教科書の特徴等を踏まえまして選定委員で協議した結果、主権者教育を実践する上で、効果的な題材や内容が充実していること、世界史の視点からダイナミックな視点で日本史を学習できること、小・中の歴史学習の系統性が保障されているだけでなく、高校の歴史総合への接続を見据えた単元が構成されているため、生徒は高校での歴史学習に大きな不安を感じることなく取り組むことができること。

以上のことから、全員一致で、令和2年度に採択されました教育出版の「中学校 歴史 未来をひらく」を継続して選定することにいたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】

ただいま種目歴史に関して説明がありましたが、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

【佐藤委員】

まず、学習内容については、両者に大きな違いはありましたでしょうか。あったら教えていただければと思います。

【指導課指導主事】

自由社、教育出版のいずれも学習指導要領に基づいて教科書が作成されておりますし、文部科学大臣の検定に合格しているため、学習する内容自体に大きな違いはございません。ただ、学習内容、この取り上げ方には違いはあります。

例えば、神話の扱いが異なっているということが挙げられます。自由社ですと、単元の学習として取り入れられており、また、知識として学習する内容が多くあります。一方、教育出版なのですが、こちらはコラムとしての扱いとなっていて、知識事項としての内容は示されていないというような状況でございます。

以上です。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

私も両者の教科書を比較してみましたけれども、自由社の教科書に掲載されている資料の方は、日本寄りの資料が多いように感じました。私の考えているところでは、歴史というのは、立場によって捉え方が違うということも学ばなければいけないと思っております。そういう意味では、様々な角度で捉え、考えることのできる教育出版の教科書がよいのではないかと私は思います。

以上です。

【教育長】

ありがとうございます。

何かほかにご意見、ご質問はありますか。

【小島委員】

ほかの科目の教科書と同じように、歴史でもオンライン学習のeライブラリですとかほかのデジタルコンテンツ、QRコードを付されたりと工夫されていますけれども、その点は今回の教科書はいかがなんでしょうか。

【指導課指導主事】

教育出版の教科書には、章ごとにQRコードが付されております。各生徒には1人1台の端末としてクロームブックが配布されておりますが、そちらから容易にデジタルコ

ンテンツにアクセスができます。一方、自由社の教科書なんですけれども、こちらはQRコードが付されておりませんでして、デジタルコンテンツとの連携は図られていないというようなことございます。

以上です。

【小島委員】

やはり今の時代、ICTの活用というのはとても重要ですし、学力向上に資するものと考えますので、そういったデジタルコンテンツとの連携や活用が必要だと思います。そうすると、やはり教育出版のほうが、オンラインでの学習という観点でも効果があるのではないかと、私は考えます。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【鳥海委員】

ユニバーサルデザインという観点から、自由社と教育出版との間に違いがございましたら、改めて説明していただければと思います。

【指導課指導主事】

教育出版のほうですけれども、こちらは特別支援教育の専門家が監修者として入っておりまして、カラーユニバーサルデザインですとか、ユニバーサルデザインフォントなどへの配慮が十分になされているというところがございます。一方、自由社につきましては、こちらは監修者に特別支援教育の専門家は入っておりませんので、ユニバーサルデザインへの配慮がやや不足しているかというところがございます。使用されている色合いは教育出版に比べると、自由社のほうは濃くて、色弱の生徒にとっては若干見づらい配色になっているかなというところがございます。

以上です。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

色弱の方って存外に多いということをカラフルな教科書になっている時代には改めて認識すべきだと思いますし、そういった合理的な配慮が提供されている教科書は教育出版だと思います。

【指導課指導主事】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【鳥海委員】

歴史の教科書は、1年生から3年生までずっと続けて使うということですから、見やすい、読みやすいというものでなければいけないと思います。昔に比べて写真や図や表、資料が非常に多いだけに、読みやすいということを前提に述べなければいけない、知らせなければいけない事柄が網羅されてなければいけない。そういった観点からも、私は教育出版社の教科書のほうがよいと考えます。

【教育長】

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

【鎌田委員】

自由社の教科書ですが、先ほど佐藤委員から日本寄りというお話がありましたが、私も日本の立場から見たアジア史の記述は、大変資料が多くて充実していると思いました。ただ、その一方で、世界から見た日本の姿に関する記述や、関連する資料は比較的少ないように感じました。実際にこのような教科書を使って授業することについて、現場の授業を担当される学校の先生方はどう感じられておられるのかなと思いました、いかがでしょうか。

【指導課指導主事】

ご指摘いただいたような内容で構成されている教科書を使って授業をするということに対しては、学校現場の教員に調査をしたことがございませんので、大変申し訳ないのですが、お答えはできません。ただ、教育出版の教科書で授業をするについては、学校現場の教員からは特に使いにくいといった声は聞かれてはおりません。

また、専門調査員からなんですけれども、教育出版の教科書ですと、小学校からの学びを踏襲してきているため、歴史の学習に対して苦手意識を持っている児童が非常に親しみやすいという報告が上げられています。

社会科という教科につきましては、社会的事象を多面的・多角的に捉えて学習していくことが大切な教科だと思いますので、特に、歴史の学習は、ご指摘いただいた世界から見た日本の姿について学んでいく必要があると私は考えております。

以上です。

【鎌田委員】

ありがとうございました。

2つの教科書を見比べてみますと、教育出版の方は、今ご説明ありましたように幅広く歴史の視野を深めることができ、自由社の方は、日本、アジアといったところを基軸とした歴史の視野を深めるというような特徴があるのかなと思いました。

私も、中学生というような発達段階であることや、高校の教科とのつながりを考えると、1つのことを深く掘り下げて学ぶというより、いろいろな事象をたくさん学ぶということが大切なのかなと思います。したがって、私も教育出版の教科書のままでよいのではないかなと感じました。

以上です。

【教育長】

そのほか、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、種目歴史の教科用図書について採決したいと思います。

選定委員会が選定した教育出版の「中学校社会 歴史 未来をひらく」を採択し、継続使用するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和4年度市立中学校において使用する種目歴史の教科用図書として、教育出版の「中学社会 歴史 未来をひらく」を採択いたします。

それでは、続きまして、特別支援教育の教科用図書の審議に移りますので、教科用図書選定委員会、説明願います。

【選定委員会副委員長】

それでは、特別支援学級・特別支援学校の教科用図書附則9条本の選定結果についてご説明いたします。

まず、特別支援学級・学校の教科書につきまして簡単に説明させていただきます。

特別支援学級・学校では、3種類の教科書から、児童生徒一人一人の実態に合わせて選定できることとなっております。

1つ目は、文部科学省の検定済み教科書、2つ目は、文部科学省著作の特別支援学校用教科書、いわゆる☆本といわれるものです。3つ目は、学校教育法附則9条の規定による一般図書です。

今回、選定委員会では、学校教育法附則9条の規定による一般図書3冊を選定いたしました。令和4年度使用教科用図書選定資料に詳細な報告を掲載してあります。

専門調査員の報告・質疑の中から、3冊それぞれの特徴についてご報告させていただきます。

まず、1冊目は、国語の「漢字が楽しくなる本シリーズ 漢字が楽しくなる本ワーク 2 あわせ漢字遊び」です。この本のワーク1は基本漢字が掲載されていて、現在既に選定されていて、今回はワーク2の選定になります。

内容は、基本的な漢字を組み合わせ、漢字の成り立ちから段階を追って難しい漢字を学習できるようになっています。児童生徒が日常的に使用する漢字が取り上げられ、イラストが多く、興味が持続するように並べられていて、練習のページも豊富です。パズルや音読教材が盛り込まれていて、学習意欲を高める工夫がされています。表題を見ると、手に取って見たくなる本であり、紙質が良く、文字が書きやすく丈夫です。

2冊目は、生活・社会「音のでる知育絵本15 こえでおぼえるごあいさつえほん」です。

内容は、イラストや音の出るスイッチを使用することで、視覚、聴覚、両方から学習ができます。日常生活に必要な10種類の基本的な挨拶が取り上げられ、1日の流れに沿っています。音と操作で児童生徒の興味関心を喚起でき、意欲にもつながる工夫がされています。文字は見やすく、全て平仮名と片仮名で表記されています。動物の絵が使用されていて、親しみやすくポップアップの仕掛けやイラストで表現されていますので、場面がつかみやすいです。紙に厚みがありますので、扱いやすく、めくりやすい大きさです。

最後に、外国語の「CD付英語カード あいさつと話しことば編」です。カードタイプの教科書となります。今までこのようなカードタイプの教科書は6冊選定されておりました。今回、外国語の簡単な単語の発音から、より活用できる教科書となります。

内容は、身近な会話表現が取り上げられ、会話場面のイラストが吹き出しになっており、短い文で分かりやすいです。表紙には、英語の会話の場面と表現が紹介され、裏面には英語と日本語訳があります。表現豊かな発音のCDを聞くことで、英会話を楽しむことができるようになっています。日常生活で使う頻度の高い単語から、少しずつ高度な表現になっていて、発達段階に合わせて学習できる配列になっています。カード形式なので、児童生徒の実態に応じて配列や提示の仕方などを工夫できます。紙質が良く丈夫で、四隅が丸く加工してあり、安全で、繰り返しの学習に適しています。

以上の理由により、3冊全てが推薦するにふさわしいと考え、選定したところでございます。なお、別表3の一般図書は昨年度に採択済みのもので、3冊追加しておりますので、合計136冊となります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま特別支援教育の教科用図書について説明がありましたが、何かご意見、ご質

間はございますでしょうか。

【小島委員】

外国語の「CD付英語カード あいさつと話しことば編」は、CD付きになっているのですが、CDの音声とカードが番号ごとに連動して、コミュニケーションをとりながら活用できる非常にいい教材だとは思いますが、タブレット等と関連してどのように使われたり、あるいは使われる予定なのでしょうか。

【総合教育センター指導主事】

この本はカードタイプになっておりますので、教材としてどの子にも分かりやすく活用しやすいものになっております。個別な学びから協働的な学びと、いろいろな場面で使用することができます。委員ご指摘のところなのですが、カードに書かれた英会話をCDで聞くということができて、音声として認識できるものとなっております。この教科書をきっかけとして、今後のタブレットとICTにつながる初期段階での活用という意味で、関連づけられるかなと考えます。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かご質問ありましたらお願いします。

【鳥海委員】

生活・社会のところですが、音のする知育絵本15「こえでおぼえるごあいさつえほん」というものですが、何か安心するぐらい、懐かしい、昭和な感じなのですが、これはどういう使い方を想定しているのでしょうか。

【総合教育センター指導主事】

1つはポップアップの絵本を見ながら、ボタンを押して音を楽しむということが出来ますので、目と手の協応した学びというところにつながっていくのかなと思っています。比較的重度のお子さんにも対応できる絵本となっておりますので、今後はタブレット端末と絵の興味へとつながるきっかけにもなるのかなと考えております。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

昔と違うのは、パソコンのキーボードのようにボタンが下に配列されている点ですね。

【総合教育センター指導主事】

おっしゃるとおりです。

【教育長】

よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

【鎌田委員】

国語の一番最後のところの太郎二郎社の「漢字がたのしくなる本ワーク2」です。前に1もありましたが、この2は、対象は何年生を想定されているのでしょうか。

【総合教育センター指導主事】

委員のご発言にもありましたように、ワーク1というのが既に採択されているのですが、すけれども、それは比較的低学年向けです。その次の段階ということで、特別支援学級の小学校中学年から中学生までを想定しているものだと思います。

ただ、小学生でも、すごく漢字に興味があるお子さんがいて、形で覚えて、どんどん上の学年の教科書を覚える特異なお子さんもありますので、幅広く活用できるものだなと考えております。

以上です。

【鎌田委員】

大変漢字の成り立ちが分かりやすく、読み物としても大変いいかなと思いますし、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特別支援教育の教科用図書について採択したいと思います。

本年度追加分を含む学校教育法附則9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

令和4年度市立特別支援学校及び小・中学校特別支援学級において使用する教科用図

書として、本年度追加分を含む学校教育法附則9条の規定による一般図書及び文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を採択いたします。

以上により、議案第30号「令和4年度船橋市立小・中学校使用教科用図書並びに船橋市立特別支援学校及び船橋市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、それぞれの教科用図書について採択を終了し、可決されました。

続きまして、議案第31号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

それでは、議案第31号「令和4年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」、ご審議いたします。

令和4年度に船橋市立船橋高等学校で使用する教科用図書を採択するに当たり、船橋市教育委員会組織規則第3条第15号及び船橋市立船橋高等学校管理規則第15条の規定に基づき、議決を得る必要があるため、本議案を提出いたします。

内容につきましては、この後、船橋市立船橋高等学校教科用図書選定委員長の市立船橋高等学校長から説明いたしますので、ご審議のほど、よろしく願います。

【教育長】

それでは、選定結果について、市立船橋高等学校長、説明願います。

【船橋市立船橋高等学校長】

市立船橋高等学校使用教科用図書の選定につきまして、概要を説明いたします。

本校は普通科、商業科、体育科の3学科を有し、さらに普通科では文系、理系、α類型、国際教養の4コースの教育課程を設定し、きめ細かい指導を行っているため、67冊という数になっています。

本日までの選定の経過について申し上げます。

まず、5月14日に第1回教科書選定委員会を開き、教科主任を中心とした教科書研究会を開くよう依頼しました。令和4年度入学生から新学習指導要領に基づいた教育課程に移行することとなりますが、新学習指導要領改訂のポイントとして、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持していくことの上で改訂が行われています。教科書研究会においては、このことを踏まえ、これまでの教科書採択の際に取り上げていた評価基準を大きく変えることなく見直しを行うとともに、再編された教科の設定趣旨をよく研究して、本校生徒の学力などに見合った、実態に見合った教科書を選ぶよう指示しました。

各教科で数回の教科書研究会を実施した後、6月14日に父母と教師の会会長と副会長を加えた第2回教科書選定委員会を開催し、選定趣旨の説明を行い、了承を得たことから、来年度は資料のと通りの教科書を選定することとしました。

以上でございます。

【教育長】

ただいま船橋市立船橋高等学校使用教科用図書について説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【小島委員】

新たに、現代社会が公共という科目になると聞いていますけれども、今までの現代社会のときと比べて、教科書として重視するところに何か違いがあるのかという点。

あとは、例えば授業でディベートを取り入れたりというのは教員次第なのかなという印象を受けたのですけれども、そういうような議論、あるいは一定の目標、一定の結論を得るために協議をする、そういうようなことを想定した内容というのはあるのでしょうか。

【船橋市立船橋高等学校長】

18歳から選挙権が与えられたことを受け、そのために必要な知識、技能を重視した内容となっております。ディベートや模擬投票などを生徒が主体的に行う活動を通じて、教員間で連携を取りながら、可能な限り多く授業に取り入れていく予定となっております。

以上です。

【小島委員】

今まで現代社会は3年生でやっていたところを公共は1年生になるというのはなぜなのでしょう。

【船橋市立船橋高等学校長】

3年生になりますと、なったと同時に選挙権を得るという生徒がいますので、3年生になってから選挙教育、主権者教育というものを行うのでは遅いのではないかと、こういう議論になりまして、本校では1年次に公共の授業を行うということにいたしました。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

先ほどの説明にも少しありましたけれども、改めてお伺いします。令和4年度から実

施となる高等学校の新学習指導要領の改訂のポイント、それと、これによって教科書はどのように変わる可能性があるのかというのを教えていただければと思います。

【船橋市立船橋高等学校長】

新学習指導要領の改訂のポイントとしまして、先ほども申し上げましたが、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持していくこと、この上で改訂が行われています。これまでも進めてきた主体的で対話的な深い学びの実現、これを目指して、何ができるようになるのか、どのように学ぶのかということを明確にすることが求められています。教科書においても、国が進める教育の情報化施策へ対応し、生徒の学びを深めるために教科書と連動した動画やデジタルコンテンツを導入し、ICT機器の活用を行い学習ができるようになっていきます。

以上です。

【佐藤委員】

それと、また先ほどご説明いただいた令和4年度の1年生から新しい学習指導要領に沿った教科書になるということですが、各教科でどのようなことに重点を置いて選定したのか、教えていただければと思います。

【船橋市立船橋高等学校長】

現行の枠組みや教育内容を維持していくことを念頭に、教科書採択の際に取り上げていた評価基準を大きく変えることなく見直しを行いました。そして、本校生徒の学力などの実態に合った教科書を選定しています。

例えば、今年度新設された公共については、18歳からの社会参画に向けた意識を高めるような内容も多く盛り込まれており、身近な題材から社会への理解を深める、課題と向き合い、解決する力を育むなど、生徒の興味や関心を高め、主体的に学べるようなテーマが多く設定されており、生徒に考えさせるような内容が充実しています。また、QRコードを読み取ることで教科書内容の理解を補助して、自主学習をサポートするデジタルコンテンツも充実しているなど、ICT機器の活用も念頭に置かれた教科書を選定しているということでございます。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第31号「令和4年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」を採択いたします。

全科目の教科用図書について、選定委員会が選定した令和4年度選定教科書一覧のとおり採択するものとしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第31号「令和4年度船橋市立船橋高等学校使用教科用図書の採択について」は、全科目の教科用図書について、令和4年度選定教科書一覧のとおり採択し、可決いたしました。

それでは、ここで会議を休憩いたします。

再開はちょうど15時、10分間の休憩とさせていただきますと思います。

(休憩)

【教育長】

それでは、15時になりますので会議を再開したいと思います。

それでは、報告事項1について、管理部、報告願います。

【管理部長】

報告事項1、令和3年第2回船橋市議会定例会の報告について、報告いたします。

教育委員会に関するものに限らせていただいております。

会期については、令和3年6月28日から8月4日までの38日間。

議案については、議案第2号「令和3年度船橋市一般会計補正予算」、陳情第17号「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情」、陳情第18号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情」、2件でございました。

3番目といたしまして、議案等に対する主な質問事項については、報告事項に各日ごとにまとめさせていただいておりますとおりでございます。

議案に対する質疑が、5人の議員から質問がございました。また、一般質問が7月8日から13日の間に計17人の議員からそれぞれありました。概要については、1ページ中段から9ページ上段に整理しておりますのでご覧ください。ご不明な点については、後ほど質問いただければと思います。

次に、9ページ、(4)各委員会及び本会議の採決結果等でございます。9ページをご覧ください。

最初に議案でございます。議案につきましては、第2号議案については予算決算委員会、本会議とも賛成多数で可決に至っております。陳情第17号及び18号については、それぞれ文教委員会、本会議とも全会一致で採択されました。令和3年度第2回定例会の報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見とかご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

6ページの木村議員から「SDGsについて」の質問が出ています。ここ数年で急激に認知された言葉で、私も本当に細かい部分については学んではないのですが、SDGsに関してどのように考えているのかお答えいただければと思います。

【指導課長】

ご指摘のとおり、SDGsの考え方は近年急速に広がりを見せている中で、何か単独の教科の中で独立して教えるというよりは、幅広く教科を横断的に取り扱うということで、今の小・中学校の教科書にも、いろいろな場面でちりばめられているような形で取り扱っています。

環境問題からジェンダー平等の問題まで、非常に幅広い中でありますけれども、全てが新しい考え方ではなくて、今まで学習してきたことを、この視点と結びつけながら学校で扱っていかうということで、徐々に具体的な取組が行われているところでございます。

以上です。

【教育長】

よろしいでしょうか。

ほかに何かございましたら。

それでは、また何かありましたら、後からでもお聞きください。

続きまして、報告事項2について、学務課、報告願います。

【学務課長】

市立船橋高等学校の令和3年度全国高等学校総合体育大会の結果について、ご報告いたします。お手元の資料、本冊11ページをご覧ください。

今年度は、7月24日から8月24日まで、北信越地方で開催されております。

陸上競技部について、男子は4×100メートルリレーで4位入賞、4×400メートルリレーで7位入賞、守祐陽君が100メートルで8位入賞、常泉光佑君が走り幅跳

びで7位に入賞しました。

女子は、4×100メートルリレーで2位という好成績を残し、4×400メートルリレーで4位入賞、佐藤葵唯さんが100メートルで7位入賞、200メートルで5位入賞、佐々木千翔さんが走り幅跳びで6位に入賞しました。

男女4種目とも決勝へ進出した実績では、史上4項目の快挙となりました。

また、資料にはありませんが、体操競技部について、団体総合では準優勝となりました。種目別では大木 悠真君があん馬で2位、上田 悠太君が吊り輪で1位、跳馬で3位でした。

続きまして、剣道部女子について、団体予選リーグに出場し、熊本県の八代白百合学園に0対4、岩手県の盛岡白百合学園に2対2で1敗1分けとなり、残念ながら予選リーグ敗退となりました。

なお、水泳部については、7月20日から行われた関東大会に出場し、3年生の保沢匠君が男子200メートル個人メドレー、1年生の中村海晟君が男子50メートル自由形で標準記録を突破したため、インターハイ出場が決まりました。本日から長野運動公園総合市民プールにて競技が行われていましたが、残念ながら予選敗退となりました。

そのほか、ダンス部について、7月30日から8月1日に行われた全国高等学校ダンスドリル選手権大会に出場し、19チーム中12位となりました。

また、吹奏楽部について、8月13日に行われた第63回千葉県吹奏楽コンクールの結果、千葉県代表として9月4日に行われる東関東吹奏楽コンクールに出場することになりました。

なお、先日行われた東京オリンピック体操競技にて、市船出身の橋本大輝選手が個人総合と種目別の鉄棒で金メダル、橋本大輝選手と同じく市船出身の谷川航選手が団体総合銀メダルとなり、とても輝かしい功績を残しました。彼らのすばらしい演技は、世界中の人たちの心に強く刻み込まれたと思います。市船の生徒たちにとっても誇りとなるでしょう。

以上、市立船橋高等学校の報告でした。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項3について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

報告事項3、第54回船橋市少年少女交歓大会の中止についてご説明いたします。資料は、本冊13、14ページとなります。

令和3年5月13日に開催されました教育委員会会議において、例年5月に実施しておりますこちらの事業を、新型コロナウイルス感染症の影響から12月に開催を延期を

する予定と報告をさせていただきまして、準備を進めていたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの収束の見通しが立たず、また対象となる子どもの安全確保が困難であると判断をいたしまして、7月6日付の文書にて、実行委員長より教育長宛てに中止をする旨の通知が送付されました。

中止までの経緯及び理由につきましては、14ページの記載のとおりとなります。

今年度につきましては、残念ながら中止となりましたが、新型コロナウイルスに向けてのガイドラインの作成、またコロナ禍での実施方法について各青少年団体から様々な意見が出されましたことから、次年度以降に生かせるようにしてまいります。

報告は以上となります。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

仕方ないですね、かなりたくさん子どもたちが集まりますので。

それでは、続きまして、報告事項4についてですけれども、定例の報告事項であるため説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問はございますでしょうか。15ページですね。

それでは、続きまして、報告事項8、その他で何か報告したいことがある方はいらっしゃいますでしょうか。

【青少年センター所長】

青少年センターが主催する一宮ふれあいキャンプの中止について、ご報告いたします。資料はございません。

船橋市の不登校児童生徒対策事業の一環であります一宮ふれあいキャンプが、8月19日から21日の2泊3日で予定されておりましたが、コロナ感染拡大防止のため中止を決定いたしました。

以上でございます。

【教育長】

これも致し方ないかなど。楽しみにしていた子もいるようなのですけれども、残念ながら、中止ということでございます。

何かご意見、ご質問ありますか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項5から7の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退場)

【教育長】

それでは、報告事項5について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

令和3年度設置教員用端末（小学校）物品供給契約の締結について、ご説明いたします。別冊2の1ページをご覧ください。

感染症まん延時に児童生徒が端末を持ち帰ってオンライン学習を行う際、児童生徒と同じ端末を教員用に購入する契約について、議会の承認をいただく議案となります。

前回の第2回市議会定例会議案第2号で、ICT機器整備費（小学校）として8,496万円を予算化していただきました。この8,496万円のうち、3,320万円については国庫補助金を活用します。残りの経費については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらが利用可能な経費となっております。

なお、入札につきましては、一般競争入札で行います。

購入する物品については、感染症まん延時にオンライン学習をする際の操作指導、実際の画面確認、教材研究等を教員が適切に行うため、児童生徒と同じ端末として、小学校においてはiPadを1,062台整備いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項6について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

船橋市視聴覚センター条例を廃止する条例について、資料は別冊2、3ページです。

視聴覚センターは、昭和62年に設置され、長年にわたり本市の視聴覚教育の振興に貢献してきました。しかしながら、近年では、パソコンやスマートフォンなどの情報端末の普及やインターネットコンテンツの充実など、急速な情報化により視聴覚教育を取り巻く環境も変化し、センター設置の当初の目的は達成されたのではないかとの判断から、視聴覚センター条例を廃止することといたしました。

なお、視聴覚センター廃止に伴い、現在、JAいちかわ船橋支店を使用しているふなばし市民大学校を視聴覚センター跡に移転する予定でいます。

視聴覚センターの利用状況につきまして、ご説明させていただきます。視聴覚ホールは、公的利用が大半を占めておりまして、一般利用は年間利用可能数の4.1%、スタジオや教材制作室の一般利用は一切ないのが現状でございます。総合演習室、パソコン室の一般利用は、パソコンサークルが4団体、点字サークルが1団体で、視聴覚センタ

一廃止後も、他の公共施設を利用し活動が継続できるよう調整をしていきます。

視聴覚センターの事業で、市や市民の方が保有している貴重な写真や映像を歴史的な資料としてデジタル処理し、保存活用していく21世紀のデジタルプロジェクトは、郷土資料館へ移管し、管理の一元化を図っていきたいと考えております。

また、DVDなど、教材や機材の貸出しにつきましては、3年をめどに社会教育課にて継続することとしています。

説明は以上となります。

【教育長】

報告終わりましたけれども、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【佐藤委員】

私の知り合いに音楽家が何人かいるんですけども、実は視聴覚ホールというのは、その人たちいわく、船橋で一番音響の優れた場所ということらしいんです。なので、音楽的に何か使用ができないかということ視野に入れていただけるといいなと思っております。

船橋は、どちらかという、いい演奏をする人はいても、いい音響の施設がないとよく言われているところなので、もし、そういうことも含めて検討ができるのであれば、お願いをできればと思います。

【社会教育課長】

視聴覚ホールにつきましては、今後も市や関係行政機関と協力して活動している公共団体などについては、目的外使用での利用が継続できないかということも検討をしているところでございます。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項7について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

船橋市視聴覚センターの廃止及びふなばし大学校の移転費について、資料は別冊2、5ページでございます。

視聴覚センターを廃止し、その跡地にふなばし市民大学校を移転するための移転の費用及び施設修繕の工事費用を補正予算にて要求するものでございます。

内訳といたしまして、5ページ、主な事業内容に記載しております視聴覚センターの修繕等を行う費用、これは現在の教材等保管室を市民大学校の教室とするための修繕や、トイレの洋式化で600万円でございます。移転及び廃棄物処理費用が410万円、移転に伴い必要となる器具購入費用、これは市民大学校で使用しますホワイトボードなどございまして、20万円。また、PC等機器更新費用、これは視聴覚センター総合演習室のデスクトップパソコンをノートパソコンに更新するもので、市民大学校のパソコン学科などで使用していない際には、公民館の事業等でも活用が可能になると考えております。Wi-Fi設置なども含めまして1,092万7,000円、こちらにつきましては情報システム課が補正予算で要求するというようになっております。

スケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

【教育長】

ほかに何かありますでしょうか。何かご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議8月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 3時19分閉会

令和3年8月17日